

日野市企業版ふるさと納税マッチング支援業務に係る
委託契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日野市(以下、「市」という。)が行う日野市企業版ふるさと納税マッチング支援業務(以下「公募対象業務」という。)に係る委託契約を締結するにあたり、手続の透明性を確保する観点から、公募により当該契約への参加希望者の有無を確認する等の手続(以下「公募手続」という。)を実施することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(公募の趣旨)

第2条 公募対象業務は、「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」(以下、「企業版ふるさと納税」という)において、寄付候補企業に対して、市の地域課題を共有し、市の取り組み等の PR をもとに寄付を募るための、営業活動を実施する業務である。

企業版ふるさと納税は、制度対象企業が市外であることから、市職員のみでの寄付獲得に向けた取り組みに限界が生じることから、独自のノウハウを持つ民間企業との成果報酬型の委託契約により、幅広い地域への営業を可能とし、積極的な企業への働き方を通じて地方創生事業を推進するための寄付獲得を目指すものである。

ついては、委託契約先の選定をするにあたり透明性・公正性を確保する観点から、公募要件を満たし、公募対象業務が可能な企業の有無について公募するものである。

なお、公募の結果、公募要件を満たすと認められる者が受託候補者枠数を超えた場合は、改めてプロポーザル方式又は競争入札により受託候補者を特定する手続を実施する予定である。

また、公募要件を満たす者が受託候補者枠数内であった場合は、枠数内で複数業者と契約となり、業務の性質上競争に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該者と随意契約を締結する。

(契約概要)

第3条 契約の概要は、次のとおりとする。

(1)業務件名

日野市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2)業務内容

次に掲げる内容とする。

なお、詳細は別紙「日野市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書」参照のこと。

- ・ 寄付候補企業の選定
- ・ 寄付候補企業に対する市の地方創生事業の紹介
- ・ 寄付候補企業に対する個別提案
- ・ 市に対する寄付候補企業の紹介
- ・ 寄付候補企業に対する寄付実施に関する相談対応

- ・ 市が必要とした場合、成果物の提出
(寄付候補企業のリスト、寄付実施企業のリスト等)
- ・ その他、市の寄付獲得に資する支援

(3)履行期間

契約締結日から令和 8 年3月31日まで

(4)受託候補事業者枠数

8枠

(5)留意事項

予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該事業を中止する場合がある。

(参加資格)

第4条 参加意思確認書を提出する者は、仕様書に記載の業務を遂行する能力を有する者であって、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1)東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、申請先自治体「市」を登録していること又は次項各号に掲げる要件を満たすこと。
- (2)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3)申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。
- (4)会社更生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (5)民事再生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (6)「日野市契約における暴力団等排除措置要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。

2 前項第 1 号が定める要件は、次の各号のとおりとし、それぞれ次の書類の提出をもって確認することとする。

- (1)当該法人又は個人が現に存在していること 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(発行日から 3 か月以内のもの。)
- (2)法人税及び法人事業税の滞納がないこと 納税証明書(法人の場合のみ。直近で確定している決算年度のもの。金額不要。)
- (3)申告所得税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと 納税証明書(個人の場合のみ。直近年度。金額不要。)
- (4)法律行為能力があること 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合のみ。発行日から 3 か月以内のもの。)
- (5)前項第 1 号前段の登録を行う意思を有すること 登録意思確認書(市様式)

(公募要件)

第5条 公募要件については、以下の次のとおりとする。

- (1)企業版ふるさと納税制度に趣旨に鑑み、寄付見込企業に対する働きかけにおいて、企業・自治体双方のニーズへの深い知識、ノウハウ、ネットワークや視点を活かした効果的かつ実現性のある方法を持っていること。

- (2)企業や地方自治体に対する企画提案、コンサルティング、資金調達支援等、公募対象業務に類する高度な営業・調整スキルと関連業務の経験を有する者が在職していること。
- (3)委託料の算定は成果報酬型によるものとし、寄附金額に受託料率を乗じて得た金額(1円未満は切り捨て)に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。なお、委託料率は、寄付金額の20%以内とする。

(応募資料の配布)

第6条 応募に要する資料については、次のとおり配布する。

(1)配布期間

令和7年 10 月20日(月)から令和7年 11 月 11日(火)まで
各日8時30分から 17時まで(閉庁日を除く。)

(2)配布場所

(ア)市ホームページにおける掲示

(イ)市役所現地における配布

日野市企画部企画経営課

所在地 東京都日野市神明 1-12-1 市役所 4 階

電 話 042-514-8038

担 当 岩崎

(3)配布書類

仕様書、参加意思確認書、登録意思確認書

(参加意思確認書の提出)

第7条 公募手続においては、第 4 条第1項に規定する契約への参加意思及び当該契約に必要な要件を満たすことを確認する書類(以下「参加意思確認書」という。)の提出を求めるものとする。

2 参加意思確認書の提出については、次のとおりとする。

(1)提出期間

前条「配布期間」に同じ。

なお、参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

(2)提出場所

前条「(2)配布場所」に同じ

(3)提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に公募要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

(参加意思確認書の審査)

第8条 参加意思確認書が提出された場合、市は、参加意思確認書を提出した者が、公募要件を満たす者で

あるかどうかについて、審査するものとする。

2 市は、審査において必要があるときは、ヒアリングを行うものとする。

（審査結果の通知及び公表）

第 9 条 市長は、参加意思確認書を提出した者に対し、前条第1項の審査結果を、書面で通知するものとする。

2 前項の審査の結果を、公募要件を満たすと認められない者に対し通知する場合には、公募要件を満たすと認められないと判断した理由を付すものとする。

3 第1項の通知は、参加意思確認書の提出期限の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に行うものとする。

4 審査の結果は、市ホームページに公表する。

（公募要件を満たさないとされた理由の説明）

第 10 条 第 8 条第1項の審査の結果、公募要件を満たさないとされた者は、前条第1項の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して、書面により、公募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

（審査後の契約手続き）

第 11 条 第 8 条第 1 項の審査の結果、公募要件を満たすと認められる者が設定した受託候補企業の枠を超えた場合、プロポーザル方式、競争入札その他の受託企業選定手続に移行するものとする。

2 第 8 条第 1 項の審査の結果、公募要件を満たすと認められる者が設定した枠内で収まった場合は、当該応募者と地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により特命随意契約を締結するものとする。

（雑則）

第 12 条 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

3 提出された参加意思確認書は、審査以外の用途のために、提出者に無断で使用しない。

4 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

5 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（委任）

第 13 条 この要領の施行について必要な事項は、別途定める。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 10 月20日から施行する。